県立延岡病院患者給食業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と　○○○（以下「乙」という。）とは、患者給食業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、甲の患者及び新型コロナウイルスなどの感染症患者の入院に伴う付き添い者に対する給食業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第２条　委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和６年１０月１日から令和９年９月３０日までとする。

（委託料）

第３条　委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料」という。）は、食材費を除き次のとおりとする。

委託料　　　　　　　　　金　○○○　円（月額金　○○○　円）

消費税及び地方消費税額　金　○○○　円（月額金　○○○　円）

　　合計　　　　　　　　　　金　○○○　円（月額金　○○○　円）

２　委託料のうち、食材費は次に記載した区分ごとに、喫食数（検食を含む）を乗じて得た金額（以下「食材費基本額」という。）によるものとする。ただし、食材費の代金に係る消費税及び地方消費税については請求の時点で加算して請求するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 単価（税抜） |
| 朝食 | ○○○円／食 |
| 昼食 | ○○○円／食 |
| 夕食 | ○○○円／食 |

３　前項の区分ごとの単価には、「濃厚流動食」、「乳児用ミルク」及び「災害備蓄食品」は含まないものとし、乙が購入した場合には購入実績額を食材費に加算するものとする。

４　食材費に大幅な価格変動が有り、長期に継続することが見込まれる場合には、甲乙協議して第２項の単価の見直しを行うこととする。

５　食材費については、３ヶ月毎（１０月～１２月分、１月～３月分、４月～６月分、７月～９月分）に実際の材料購入費と食材費基本額を比較し、実際の材料購入費が食材費基本額を超過した場合は、その都度調達内容の確認及び甲乙協議を行う。当該協議において、食材費高騰を確認できた場合は、食材費請求額の１０％を上限とし、その差額を支払うことができる。

６　乙は、甲から甲が調達する災害備蓄食品の提供を受けた場合は、給食材料として使用するものとする。この場合において、乙は当該提供を受けた災害備蓄食品について、費用を負担するものとし、具体的な金額は甲乙協議の上決定するものとする。

７　第４項及び第６項において、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定めて乙に通知するものとする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、○○○円とする。

（委託業務の処理方法）

第５条　乙は、委託業務を別添県立延岡病院患者給食業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

２　乙は、委託業務の遂行に際しては食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）その他関係法令等を遵守し、監督機関の指導に従わなければならない。

３　乙は、当該職場の秩序を守り、火災、盗難等の防止及び労働安全に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、第８条に規定する委託業務の代行の場合を除き、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（委託業務の代行）

第８条　乙は、火災、労働争議、業務停止の事情によりその委託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ委託業務の代行者として公益社団法人日本メディカル給食協会（以下｢丙｣という）を指定しておくものとする。

２　乙の申し出により、甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わって本契約書の規定に従い委託業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

（実地調査等）

第９条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託業務従事者名簿の提出及び業務責任者の選任）

第１０条　乙は仕様書に定める条件により委託業務従事者名簿を作成し甲に提出しなければならない。

２　乙は、委託業務従事者の中から、仕様書に定める業務責任者を選任しなければならない。

３　前項の業務責任者の職務は次のとおりとする。

(1)　乙の委託業務従事者の配置及び委託業務実施の指示

(2)　乙の委託業務従事者の労務管理

(3)　委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

４　乙は、委託業務従事者名簿の記載内容に変更が生じたときは、その都度甲に変更後の委託業務従事者名簿を提出しなければならない。

５　甲は、乙の業務責任者が不適当と認められるときは、乙にその交代を求めることができるものとし、乙は、交代の請求を受けたときは、その実情を調査して速やかに交代させるものとする。

（施設等の使用）

第１１条　甲は、委託業務の遂行上必要な設備（駐車場を除く。）及び備品・その他の物品（以下「施設等」という。）を無償で乙に使用させるものとする。

２　乙は、施設等の使用に当たっては、経費の節減に努めるとともに、委託業務以外の目的に使用してはならない。

３　乙は、施設等を善良なる管理者の注意義務をもって維持管理し、衛生上万全の注意を払い、感染又は食中毒の発生を引き起こすことのないように使用しなければならない。

４　乙は、施設等の使用に当たり、故意又は過失により修理又は交換の必要を生じさせた場合は、甲の指示のもと、乙の負担により修理又は交換を行うものとする。

５　甲は、委託業務が終了するとき又は第１５条の規定により契約を解除するときは、乙の使用した施設等の紛失、破損等の調査を行うものとし、修理又は交換の必要が生じた場合は、乙の負担により修理又は交換を行わせるものとする。

６　乙は、前項の調査に必ず立ち会うものとする。

（災害等に対する対処）

第１２条　乙は、非常災害等により施設等の一部又は全部が使用できなくなったときは、患者給食が円滑に提供できるよう甲が定める災害対策マニュアルに基づき委託業務を行わなければならない。

（実施状況報告書の提出）

第１３条　乙は、毎月委託業務の実施状況に関する報告書（以下「実施状況報告書」という。）を甲に提出し確認を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第１４条　乙は、前項の規定による甲の確認を受けた後、毎月１０日までに甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して３０日以内に乙に委託料を支払うものとする。

３　乙は、甲から第３条第４項に規定する費用の支払請求書の提出があったときは、その日から起算して３０日以内に甲に実購入額を支払うものとする。

４　月の途中において委託契約を解除又は変更した場合の委託料は、日割りにより計算する。

５　甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　乙がこの契約及び仕様書に違反したとき。

(2)　乙が委託業務を履行することができないと認められるとき。

(3)　本契約の履行に関し、従事者に不正行為があったと認められるとき。

(4)　乙が関係法令により行政上の処分を受けたとき。

(5)　乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）　第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(6)　乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう｡）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

２　甲は、翌年度以降において甲の支出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

３　甲は、前２項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第１６条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第１７条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第１８条　乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第１９条　乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第２０条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、仕様書に定めるものを除き乙の負担とする。

（業務の引継）

第２１条　乙は、この契約の最終年度において、委託業務を乙以外の者が受託することとなったとき、又は第１５条第１項の規定によりこの契約を解除されることとなったときは、甲及び乙は委託業務の引継ぎを行わなければならない。

（協議等）

第２２条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第７章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

甲　宮崎県

県立延岡病院長

院長　山口　哲朗

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丙